

鏡野町行財政改革の推進について

(第二次答申)

平成18年11月

鏡野町行財政改革審議会

鏡野町行財政改革の推進について

(第二次答申)

平成18年11月

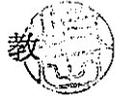
鏡野町行財政改革審議会

平成18年11月27日

鏡野町長 山崎親男 殿

鏡野町行財政改革審議会

会長 坂田 充



鏡野町行財政改革の推進について（第二次答申）

平成17年11月9日付け、町長の諮問機関として設置された本審議会に、諮問を受けた下記案件について慎重に審議した結果を、次のとおり答申する。

記

★第二次答申する案件

- ・ 諮問第 3号：公共施設の管理運営の見直しについて
- ・ 諮問第 4号：第三セクター法人等の統廃合・整理見直しについて
- ・ 諮問第 5号：行政組織機構と給与・定員適正化について
- ・ 諮問第 6号：事務事業の再編・整理合理化について
- ・ 諮問第 7号：イベント・行事・交流事業の見直しについて
- ・ 諮問第 8号：公共下水道事業処理区域の見直しについて
- ・ 諮問第 9号：中学校統合について
- ・ 諮問第10号：交通網の再編整備について
- ・ 諮問第11号：財政の適正かつ健全な運営について

答申にあたって

今日、我が国は、国も地方も社会的・経済的環境の大きな変化に直面しています。

少子高齢化する社会の進行と人口減少時代の到来、高度情報技術の飛躍的發展とコミュニティの変容など、いわば私達がこれまでに経験したことがないような社会に移行しつつあり、それだけに今後、政策的に対応すべき課題も一層多様かつ複雑になるものと予想されます。

国からの地方交付税の削減をはじめとする歳入の減、社会保障費を含む種々の行財政需要の拡大、公共施設の維持管理、補修費の増大など、不透明な経済情勢の中で、自治体としても一層の行政経営能力の向上と行財政改革への積極的取組みが必要となっています。

平成17年度、鏡野町の決算状況をみても財政力指数0.341、経常収支比率96.8%、公債費比率22.2%、起債制限比率15.9%と岡山県下市町村のワーストランキングの上位に名を連ねるといふ事態は、今の鏡野町の危機的な財政状況を如実に表していることを認めざるを得ません。

こうした状況のもと、昨年11月、鏡野町行財政改革審議会は、町長より、分権時代に対応した新たな行財政システムへの転換を図るとともに、危機的な財政から脱却を目指し、11項目にわたる諮問を受けました。

以来、当行財政改革審議会は19回にわたる審議を行い、「あらゆる聖域」にとらわれることなく幅広い見地から多角的な意見の交換を行い、その結果として審議会委員の総意を「鏡野町行財政改革の推進について」として取りまとめましたので、ここに答申いたします。

鏡野町のまちづくりにとって、行政に対する町民の理解と協力、町民の参画、町民と行政との協働は不可欠です。

町民への徹底した情報公開のもと、全町民・全議会議員・全町執行部・全町職員が丸となって、この危機感を共有し問題意識と血のにじむような努力をもって、本審議会の考え方を基本として具体的な実施計画を策定し、まさに命がけの行財政改革を果敢に断行された時こそ「森といで湯と田園文化の里」がよみがえる時だと思えます。

平成18年11月

鏡野町行財政改革審議会

会長 坂田 充 教

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| 諮問第 3号：公共施設の管理運営の見直しについて | 1 |
| 諮問第 4号：第三セクター法人等の統廃合・整理見直しについて | 5 |
| 諮問第 5号：行政組織機構と給与・定員適正化について | 8 |
| 諮問第 6号：事務事業の再編・整理合理化について | 11 |
| 諮問第 7号：イベント・行事・交流事業の見直しについて | 17 |
| 諮問第 8号：公共下水道事業処理区域の見直しについて | 20 |
| 諮問第 9号：中学校統合について | 22 |
| 諮問第 10号：交通網の再編整備について | 24 |
| 諮問第 11号：財政の適正かつ健全な運営について | 26 |
| 審議会附帯提言 | 29 |

諮問第3号：公共施設の管理運営の見直しについて

1. 現況と課題

新鏡野町においては様々な施設が、それぞれの目的で住民のニーズ又は地域活性化のため設置され、観光施設、文化・スポーツ、教育関連施設、福祉・コミュニティ施設、農業振興施設など多種多様の施設が存在している。

これらの施設は直営管理、管理委託、指定管理者制度の導入などにより多くの経費を要しながら運営が行われているのが現状であります。

これらの中には、老朽化した施設、既に目的を達成した施設、社会情勢や経済環境の著しい変化で設置目的が薄れた施設、目的や内容が同一又は類似した施設が数多く存在している。

このような中であって、厳しい財政状況の下でこれら施設の運営経費に多額の一般財源を注ぎ込むことは、極めて困難であると推測される。このため施設を重複することなく、有効かつ、効率的に活用するとともに、社会情勢などの変化に柔軟に対応し地域住民のニーズにあった公共施設の管理運営に努めなければならない。

このため、新町のキャッチフレーズである「森といで湯と田園文化の里：鏡野町」のまちづくりを推進し、活力ある地域社会を創造するため、行政の責任において創意と工夫により積極的に取り組む責務がある。

また、公の施設の委託管理については、平成18年8月末日をもって委託制度が廃止された。

これにより、直営管理又は指定管理者制度の導入のどちらかを選択しなくてはならず、直営管理を予定している施設についても、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、施設管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上に努めなければならない。

このため、早急に全ての公共施設について総合的に検証を行い、抜本的な施設の在り方を検討し、経費削減と効率的な管理運営を求める。

○公共施設の種類及び施設数

- ①観光施設：25施設（温泉施設、キャンプ場、スキー場、宿泊施設など）
- ②文化施設：11施設（総合文化センター、図書館、博物館、歴史資料館など）
- ③福祉施設：30施設（総合福祉施設、保育園、病院等、老人ホームなど）
- ④コミュニティ施設：35施設（地域集会所）
- ⑤農業振興施設：36施設（地域特産品販売、農産物加工貯蔵、牧場、農機具庫施設など）
- ⑥スポーツ施設：12施設（野球場、テニスコート、体育館、水泳プール、ドームなど）
- ⑦公園施設：15施設（公園、遊園地など）
- ⑧教育関連施設：39施設（給食センター、地区公民館、教育集会所、教員宿舎など）
- ⑨その他の施設：41施設（町営住宅、情報提供施設、ゴミ処理施設、消防機庫など）

2. 結 論

公共施設全般にわたる基本的な見直し方針は、次のとおりとする。

- (1) 老朽化した施設、既に目的を達成した施設、利用実態、経営的視点、類似施設など総合的に検証し、統廃合及び転用を検討する。
- (2) 補助金、起債などの借入れにより実施した事業で、制約があり廃止できない施設については休止を検討する。
- (3) 地域住民が地域活性化のために利用し、地元に着した施設は、地元自治会組織及び組合などに譲渡を検討する。
- (4) 直営管理施設について、効率的な管理運営を図るため、民間的経営手法を活用し住民サービスの向上と経費削減に努めるため、公募を含め積極的な指定管理者制度導入への移行を検討する。

【参考事項】

(1) 観光施設について

観光資源が豊富な本町にとって、温泉施設、宿泊施設、スキー場、キャンプ場など将来的に地域活性化の核とも成りうる部門であり、既に多くの観光施設を有しており指定管理者制度の導入により管理運営を行っている。

これらの施設を指定管理者に全て任せるのではなく、行政の責任において有効かつ効率的に活用する方策を模索するとともに、新町建設計画の「憩い・癒し空間」の中心施設とし「活力あるまちづくり」に積極的に取り組む責務がある。

観光施設の指定管理者は、町の出資比率が高い第三セクター法人などが大半であり、管理者の意識改革と発想の転換により民間的手法を取り入れ採算性を重視した経営をもって管理運営にあたりると共に、管理概念を明確にし自主性を確保し創意工夫を発揮しながら積極的に取り組み、経営に最善の努力を払うこと。

また、地域の特異性や経営状況など実態を十分に考慮し、総合的に検証し抜本的な施設管理の在り方について検討し、適正な管理による経費の削減を求める。

(2) 福祉施設について

- ① 高齢者福祉施設は、高齢化社会の進展に伴いそれぞれの地域に、総合福祉施設、高齢者等交流施設など多くの施設が存在し、直営及び指定管理者制度の導入により管理運営がされている。

高齢者を対象とした施設は、虚弱老人や要介護者など生活弱者が益々増加傾向にある中、ディサービス事業など福祉サービスに対する住民のニーズが強く、より一層のサービス向上が求められております。このような状況の中で、施設利用者は高齢虚弱者であり、利便性、送迎時間等の実情を考えたとき、多機能を有している総合福祉施設はそれぞれの地域に密着した施設として存続させる必要はあるが、より効果的・効率的な施設の管理運営が必要である。

また、この福祉施設の中には、地区住民に密着した施設も見受けられるので、地元などへ譲渡も検討する。

- ② 児童福祉施設は、町内に保育園（鏡野：4園、奥津：1園、富：1園）が6施設あり、それぞれ直営管理により運営がなされているが、少子化社会の到来により、保育園への入園者も年々減少傾向にあり、運営に多額の財源を要しており、今後の取り組みが課題となっております。

このような状況下で、民間の能力を活用しつつ、より一層のサービスの向上と、経費削減を図るために、民間活力の導入（民間委託）を検討されたい。

- ③ 医療施設は、町立国保病院、国保診療所3施設（奥津、上齋原、富）、国保歯科診療所2施設（上齋原、富）の6施設を有し、それぞれ国民健康保険直診事業により運営している。これらの診療所の中には、経営状態がよくない施設も見受けられ今後の検討が必要である。

中・長期的な視点に立って、地域の実情等を考慮するとともに、経営の状況、将来性等を総合的に検証し、町立国保病院を中核とした地域医療体制整備の在り方を検討し、効率的な施設の管理運営と経費削減を求める。

また、将来的には、地方独立行政法人化に向けた経営管理の検討が必要と思われる。

(3) 農業振興施設について

農業振興施設は、それぞれの地域が町おこし、村おこしの活性化の起爆剤として設置した施設が多種多様に存在している。これらの施設の多くは、既に指定管理者制度により管理運営を行っている。

この中には類似施設（例えば、農林水産物処理加工施設）経営状態の悪い施設、社会・経済情勢に対応できない施設などがあり、有効かつ効率的な管理運営と、経費削減を図るため、総合的に検証する必要がある。

このため、施設の有効利用を図る観点から、特色ある特産品の開発、鏡野ブランドの商品化など、関係機関と密接な連携により積極的に取り組み、新町の活性化と活力あるまちづくりの推進に努めなければならない。

また、既に地元管理（例えば、農機具保管庫19施設）しているもの又は地元が使用し密着している施設などについては、地元へ譲渡（有償・無償を含める）する方向で検討すべきである。

(4) 上記以外の施設について

これらの施設について、全て管理運営を委ねるのでなく経営的視点などを見据えながら、行政の責任において有効かつ効率的な活用方法を検討し、利用効率を上げるべく努力をしなければならない。また、地域活性化のため活用方法を地域自治会などに任せ、施設の効率的な活用方法を検討する必要がある。

このため、施設の有効かつ効率的な管理運営を目指すため、スクラップ&ビルドを基本として、あらゆる角度から総合的に検証し、施設の適正な管理を図るために、抜本的に見直し不転の決意をもって取り組んでいただくことを望む。

諮問第4号：第三セクター法人等の統廃合・整理見直しについて

1. 現状と課題

今回の見直しについては、町の出資比率が25%以上の9法人（財団法人：4公社、株式会社：4社、有限会社：1社）について統廃合等を検討することとした。

《対象法人》

| | 【法人名】 | 【出資額】 | 【町の出資比率】 |
|---------------|-----------|--------------|----------|
| ①財団法人 | 鏡野町振興公社 | 143,124,724円 | 81.7% |
| ②財団法人 | 上齋原振興公社 | 58,400,000円 | 100% |
| ③財団法人 | 富ふるさと振興公社 | 59,409,240円 | 100% |
| ④財団法人 | 富畜産公社 | 72,479,100円 | 93.5% |
| ⑤株式会社 | 未来奥津 | 50,000,000円 | 62.5% |
| ⑥株式会社 | 花美人の里 | 50,000,000円 | 100% |
| ⑦人形峠原子力産業株式会社 | | 27,920,000円 | 99.7% |
| ⑧株式会社 | 富・都市エコロジー | 6,000,000円 | 54.5% |
| ⑨有限会社 | ファーム登美 | 50,000,000円 | 79.4% |

これらの法人は、町村合併以前において、地域活性化、雇用確保対策などの一環として、それぞれ第三セクター法人として設立され厳しい状況の下で運営がなされてきた。一部の法人については、町からの財政支援に頼らなければ運営できない状況にある。

こうした現状と目的、将来性、経営状況、社会環境の変化、また、法人制度の改正などの諸条件を踏まえて、慎重に審議した結果、次のとおり審議会の意見として提言する。

2. 結論

存続する法人として、社会的貢献度が高く将来に渡って役割が期待されるもの。統廃合等が望まれる法人としては、経営状況が悪く将来的にも改善が見込めないもの。類似した法人であり統合により合理化が見込まれるもの。民営化が望まれる法人としては、事業内容等から民間経営により改善が見込まれるもの。解散が望まれる法人としては、既にその役割を終え、時代の要請に合致しなくなったものとする。

(1) 存続する法人

- | | |
|---------------|---------------|
| ①財団法人 鏡野町振興公社 | ②株式会社 未来奥津 |
| ③株式会社 上齋原振興公社 | ④人形峠原子力産業株式会社 |

(2) 運営を見直し他の法人との統合が望まれる法人

- | | |
|-----------------|--------------|
| ①財団法人 富ふるさと振興公社 | ②有限会社 ファーム登美 |
|-----------------|--------------|

(3) 民営化が望まれる法人

- | | |
|-------------|-------------|
| ①株式会社 花美人の里 | ②財団法人 富畜産公社 |
|-------------|-------------|

(4) 解散が望まれる法人

- | |
|-----------------|
| ①株式会社 富・都市エコロジー |
|-----------------|

【参考事項】第三セクター法人の概要一覧表

| 法人名 | (財)鏡野町振興公社 | (株)未来興津 | (株)花美人の里 | (財)上齋原振興公社 | 人形峠原子力産業(株) |
|----------------|--|--|--|---|--|
| 設立年月日 | 平成3年3月14日 | 平成8年3月1日 | 平成10年12月14日 | 平成3年3月20日 | 昭和53年3月31日 |
| 経営の状況 | ※決算年度(4月1日～3月31日) 16年度剰余金 6,060千円 16年度未処分利益 68,619千円 17年度剰余金 2,536千円 17年度未処分利益 71,155千円 17年度運営補助金 5,000千円 ふれあい交流広場管理委託費 2,000千円 物産館用地貸付料 3,000千円 | ※決算年度(3月1日～2月28日) 16年度剰余金 565千円 16年度未処分利益 △15,042千円 17年度剰余金 4,702千円 17年度未処分利益 △10,340千円 | ※決算年度(4月1日～3月31日) 16年度剰余金 5,182千円 16年度未処分利益 △16,802千円 17年度剰余金 1,847千円 17年度未処分利益 △14,954千円 | ※決算年度(4月1日～3月31日) 16年度剰余金 △1,423千円 16年度未処分利益 29,046千円 17年度剰余金 17,903千円 17年度未処分利益 46,950千円 | ※決算年度(4月1日～3月31日) 16年度剰余金 830千円 16年度未処分利益 155,449千円 17年度剰余金 1,920千円 17年度未処分利益 157,369千円 |
| 財政支援の状況 | | | | | |
| 具体的な事業及び事業の必要性 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地保有合理化事業 ・農作業の受委託 ・農作業機械の整備 ・「夢広場」等町有施設の管理運営 ・農産物の販売、地域特産品の開発普及など農業の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・農作業、林業作業の受託 ・「道の駅」「加工施設」「水の郷奥津湖」 ・文化伝習館「農業機械センター」など町有施設の管理運営、地域特産品開発製造、販売 ・ダム湖周辺、林道等の除草業務受託 ・IT情報システムの普及などによる農林業の振興、町の活性化 | <ul style="list-style-type: none"> ・町有施設「花美人の里」の管理運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・「国民宿舎」「スキー場」「オートキャンプ場」など町有施設、「県立森林公園」の管理運営 ・観光の振興などによる町の活性化 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本原子力研究所開発機構(旧サイクル機構)人形峠事業所の請負業務 |
| 役員及び職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・役員9名(理事7名・監事2名) ・職員12名(町出向1名、支配人1名販売員10名) ・花味庄屋6名(調理長1名、調理師1名従業員4名) ・夢味工房11名(指導者1名、従業員6名従業員4名) | <ul style="list-style-type: none"> ・役員5名(取締役4名、監査役1名) ・職員34名(正職員17名、嘱託1名パート16名、アウトソーシング多数) | <ul style="list-style-type: none"> ・役員5名(取締役3名、監査役2名) ・職員21名(正職員17名、嘱託1名パート3名) | <ul style="list-style-type: none"> ・役員10名(理事8名、監事2名) ・職員86名(正職員31名、臨時作業員55名) | <ul style="list-style-type: none"> ・役員8名(取締役6名・監査役2名) (定款では取締役9名、監査役3名) ・職員129名 |
| 見直し方針 | 継続 | 継続 | 民営化を検討 | 継続 | 継続 |

諮問第5号：行政組織機構と給与・定員適正化について

1. 現況と課題

行政組織機構は、平成17年3月の新町発足時に、町長部局2部10課1室3振興センター、教育委員会部局3課1室3教育センターでスタートした。平成18年4月の機構改革により、助役の二人制に伴い部制の廃止、一部課の分割・統合により、町長部局10課1室3振興センターに、教育委員会部局では、1室3教育センターを廃止し、3課体制に改めた。

給与関係は、町条例により行政職給料表2種類、医療職給料表3種類により、それぞれの職種により区分されている。国家公務員を100としたラスパイレス指数は、平成17年度95.6、平成18年度93.6と下方で推移している。また、職員手当は、国に準ずる手当と町独自の特殊勤務手当（14種類）が支給がされている。

職員数は、平成18年4月1日現在318人であり、町条例で定める定数350人（町立病院などの公営企業を含む町長部局：301人、行政機関：8人、教育委員会部局：41人）に対して9%程度下回っている。総務省が毎年度実施する定員管理調査に基づく一般行政部門の職員数は、平成17年度・平成18年度のいずれにおいても定員モデル値を下回っている。

新たな行政課題や多様化する住民の要望などに柔軟かつ迅速に対応するためには、たえず組織機構を検証し、時代の要請に即応した簡素で効率的な事務処理体制の整備が求められている。

職員給与は、基本給や各種手当について一部検証・見直しを行い適正な水準とする必要がある。定員管理は、平成18年3月に策定した集中改革プランでは、平成17年4月1日現在の職員総数325人に対して、平成22年4月1日時点での職員数を292人とし、10.1%の削減目標を設定している。また、いわゆる団塊の世代の大量退職者が見込まれることから、新規採用を極力抑制することにより思い切った削減に取り組むことも重要である。

2. 審議の経過

組織機構では、複雑多岐にわたる事務事業と多様化する住民の要望に迅速かつ合理的に対応でき、行財政改革や長期展望を見据えた施策を積極的に取り組むことができ、さらに諸問題などたらい回しするのではなく、そく対応できる組織としての整備が必要である。また、本庁と振興センターの業務のあり方を検証し、スリムで実効性のある行政組織の見直しを求めるものである。

給与関係では、職員の給与は一定の引き下げがなされてきたが、地域の実態に比べて高く、更なる引き下げをも検討されるべきである。しかしながら、優秀な人材確保と勤労意欲の向上に支障をきたさないためには、現在進めている人事評価システムの運用により適正な給与制度を構築する必要がある。また、住民の理解を得るためには、

特別職自らが改革の姿勢を示すことが求められる。

定員管理では、合併により4町村の職員を引き継いだため類似団体と比較して職員数は多く、退職による自然減に併せ事務事業の整理合理化により思い切った職員の削減とすることなど論議した。

以上の課題等を検討した結果、次のとおり審議会の意見として提言する。

3. 結 論

行政組織・機構については、住民への迅速かつ的確な対応を可能にする組織づくりが必要と考える。具体的には、役割と責任を明確にし、簡素でわかりやすい組織・機構に見直すことが必要である。

給与については、適正な水準に見直しすることとし、一部の特殊勤務手当の支給についても見直しすべきある。

定員管理の適正化については、振興センター業務のあり方、また、今後迎えることになる、団塊世代の大量退職者の自然減だけでなく、より一層の人員削減により適正な定員管理に努める必要がある。

【参考事項】

職員給与の支給については、国に準じた給与制度と町独自の特殊勤務手当により運用している。また、人事院勧告により給与水準は年々引き下げが行われてきたが、住民の理解が得られる給与制度・運用・水準の適正化が求められていることから、職務や能力、実績を反映した新たな給与制度を構築する必要がある。

定員管理については、条例定数の350人に対し平成18年4月1日現在の職員数は318人と9%程度下回っている。また、総務省が毎年度実施する定員管理調査に基づく一般行政部門のモデル値と比較すると、平成17年度が186人に対し185人で1名減、平成18年度が186人に対し181人で5名減といずれの年度においても下回っており適正な定員管理ができていると思われるが事務事業の効率化により一層の職員数の削減・見直しが必要と思われる。

なお、審議の段階において次のような意見もだされた。

- ① 人口15,000人の町、行政職が多い、人口100人当たり1人の目標とする。
- ② 職員定員の目標292人を280人とする。
- ③ 賞与が多すぎる考えるべきでは、民間ではこんなところはない。12月からでもカットする。
- ④ 財政状況を考えると定期昇給する状況ではないのでは、昇給停止を考える。
- ⑤ 期末勤勉手当の思い切った削減が必要である。
- ⑥ 専門的な知識をもった職員の配置が必要である。
- ⑦ 住民の問題をいかに取り上げるか、職員が感性をいかにもつかが重要である。
- ⑧ 職員が危機的状況を認識し、行革に対する意識改革が必要である。
- ⑨ 特殊勤務手当のうち、医療技術職員手当、ゴミ処理手当は支給を見直しする。
- ⑩ 町長自らの給与をカットするなど改革への意欲・姿勢を見せないと住民に対して理解が得られない。
- ⑪ ビジョンなくして、人員削減ばかりではいけない。
- ⑫ 情報政策課の業務内容の検証を行う。
- ⑬ 振興センターの職員を最低限の配置とする。

諮問第6号：事務事業の再編・整理合理化について

1. 現況と課題

本町が実施する事務事業については、合併による再編・整理のあと、おもに予算編成等を通じて、社会経済情勢の変化や住民ニーズの多様化に対応しながら見直しが行われてきた。

しかしながら、今日の危機的財政状況の中では、より効率的かつ効果的な事業執行が求められている。特に当初の目的を既に達成した事業の継続、あるいは町の関与を必要としなくなった事業で関係団体に委ねることが適当な事業など見直す事例も多く見受けられる。

また、限られた財源の中で時代のニーズにあった真に必要な住民サービスを提供するためには、行政の責任領域を再認識し、関与の必要性、受益と負担の公平性、費用対効果等を点検・整理するとともに、幅広い提案制度の活用など民間の発想・手法を導入するなど行政運営の仕組みの改善により、一層の事務事業の再編・整理合理化に努める必要がある。

そのためには、実情に応じ年度ごとに一定の重点項目を定めて行うなど目標をもって計画的な推進に努めることとし、既に計画し、又は着手した事業等であっても、必要性、効果等を十分勘案してその推進について判断しなければならない。なお、国県補助事業も例外ではない。

また、事務事業評価システムの導入が進められているが、個々の事務事業がどの施策のどこに位置づけられ、どんな目標があつて、どんな成果を目指しているか、いくつかの観点から評価し、目的意識、コスト意識をもって計画的効果的な事業の立案と執行により、妥当性・効率性・公平性の確保が図られなければならない。

さらに、職員自らが普段から改革の意識を持ち、そして実施していく姿勢を持つことが強く求められている。あわせて、町民に対する情報開示を積極的に行い、町民の検証を受けることで行政責任を果たすことも重要である。

2. 審議の経過

幅広い分野で直接的に住民に関わる事務事業の見直しは、今後の住民生活に多くの影響を与えることから、住民の合意形成は大変重要である。このため地域の多くの住民が論議に参加できるような制度を設けるなど、住民参加に向けた改革が必要となってくる。こうした取組みで今の厳しい財政状況について住民の理解を得ることが可能となり、協働のまちづくりに向け住民により自主的活動の活発化にもつながっていくと思われる。こうした視点に立って、多方面にわたり個々の事務事業見直しについての論議を経て、次のとおり審議会の意見として提言する。

3. 結 論

(1) 委託事業の見直し

民間委託等の実施が適当な事務事業については、地域の実情に応じ積極的かつ計画的に民間委託を推進する。なお、町による適正な管理監督の下に行政責任の確保、住民サービスの維持向上等が図られることに留意することが前提である。

ボランティアやNPO法人などによる町民参加も、官から民への事務移譲が進む中、時代の要請として積極的に促進することも必要と思われる。

レクリエーション・スポーツ施設、産業振興施設、文教施設、社会福祉施設など公の施設については、指定管理者制度による管理委託が進んでいるところであるが、経営を十分精査し、適正な委託費とすることが重要である。庁舎の夜間警備、一般ゴミ収集、学校給食調理、道路維持補修・清掃などの業務の委託については、将来に向けて十分検討する必要がある。

なお、民間委託の目的や成果を検証・評価するシステムにより、すばやい対応で契約内容の見直し等に取り組める体制の構築が望まれる。

(2) 補助金等の整理合理化・協働のまちづくりの推進

行政の責任分野、経費負担のありかたを検討し、組織育成助成は3年後には廃止するとか、継続性の低い補助は期限を限定し期限後の評価により判断するなど従来からの経緯にとらわれず抜本的見直しが必要である。また、各種団体補助金は活動実態を把握し、実情に応じて削減・廃止を検討する。要綱に基づき実績報告を求め、不適切な支出に厳しく対処する。終期の設定や不断の見直しを行うとともに、削減計画を策定するなど計画的に補助金の総額抑制に努める。補助金等の新設は極力抑制し、新規の補助事業を設ける場合にあっても、既存の補助事業の整理を併行して行う。

なお、まちづくりの原点は町民であり、自治組織が主体となって各地域の異なる特性を生かした地域づくり計画を自ら策定し、それを住民と行政が協力して取り組んでいくことが大切であり、従来の補助金ありきの活動を見直し、「協働によるまちづくり」の推進が今後特に期待されるところである。

(3) 投資的経費・経常的経費の見直し

普通建設事業については、積立金現在高、財政調整基金、地方債現在高など将来の財政計画を十分考慮のうえ、近く導入される事務事業評価システムに基づいて費用対効果と必要性・緊急性を十分検証したうえで事業実施する。なお、適正な工事発注により効果的な事業実施がなされることは当然である。

経常的経費の削減は財政改革の大きなポイントであり、特に職員の日常的な節約の意識改革の姿勢なくしては成し得ないものである。このことを強力に進めるため

には、例えば需用費10%一律カット・公用車の効率使用・物品の総務課一括購入管理など削減に向けたマニュアルを作成し職員に徹底することも考えるべきである。なお、比率の高い人件費、物件費の抑制が中心となることから、行政のトップが先頭に立って取り組む姿勢を示すことが求められる。

(4) 消防団組織と団員定数の見直し

ここ数年来、火災に加え異常気象・地球温暖化とかの言葉に示されるように自然の営みの様相が変わり、想定を超える集中豪雨などの災害が拡大するなか、危機管理体制の確立が叫ばれている。こうしたなか住民の生命財産を守る消防団は、その中心的役割を担うものであり、改革に当たっては慎重な判断を必要とする。

特に、過疎地域にある本町においては団員の確保が困難との声もあるが、定年延長などの対策により組織体制の充実が求められる。

なお、組織の再編、団員定数、報酬等については町長の諮問機関である消防審議会での審議に委ねることとする。

(5) その他事務事業の見直し

町民課、税務課、保健課、福祉課など関連性のある窓口事務については、住民の視点に立って、スムーズで効率的な事務処理に努め、必要によってはマニュアルを作成するなど、それぞれの窓口担当者の連携を強化する。

なお、課の枠を越えた横の連絡調整機能の確立は、全ての事務事業に共通して、町民の強く望むところである。

振興センターの宿直業務については、非常時の連絡・出動体制を整備のうえ廃止する。

また、各種委員会・審議会についても委員数、報酬などとともに、そのあり方を検証し、法律に基づくもの以外は統廃合や委員数の削減を考える。

【参考事項】

(1) 委託業務の見直し

①民間委託の推進及び指定管理者制度の検証と適正な運用

○民間委託が適当な事業の掘り起こし

○施設の状況 244の公共施設

観光施設：25施設（温泉、キャンプ場、スキー場、宿泊施設など）

文化施設：11施設（文化センター、図書館、博物館、資料館など）

福祉施設：30施設（福祉施設、保育園、病院、老人ホームなど）

コミュニティ施設：35施設（地域集会所）

農業振興施設：36施設（特産品販売、加工貯蔵、牧場、農機具庫など）

スポーツ施設：12施設（野球場、テニスコート、体育館、プールなど）

公園施設：15施設（公園、遊園地など）

教育関連施設：39施設（給食センター、地区公民館、教育集会所、教員宿舎など）

その他施設：41施設（町営住宅、情報提供、ゴミ処理、消防機庫など）

○直営での可否を検討。

庁舎の宿日直、ゴミ収集ほか

NPO、シルバー人材、ボランティアなどの受け皿の育成

(2) 補助金等の整理合理化・協働のまちづくりの推進

①各種補助金の事業内容精査と見直し

○町単独補助事業

チャイルドシート着用推進補助金、中学校交通安全補助金、新聞配達員補助金、過疎バス維持補助金、地域づくり推進事業費、海外友好都市交流事業、高校生通学助成事業、美しいまちづくり事業、防犯灯設置補助金、福祉活動専門員設置補助、特定疾患医療交通費補助、高齢者住宅改造助成事業、健康のむらづくり事業
環境衛生施設改善事業、合併浄化槽設置事業、合併浄化槽設置加算、下水道排水設備事業、有害鳥獣駆除事業、野猪防護柵設置事業、農業制度資金利子補給事業、地域特産物振興事業、就業奨励金事業、新規就農奨励事業、利用権設定促進事業、農作業受委託促進事業、園芸振興推進事業、学童農園事業、花卉野菜椎茸共進會事業、優良家畜保留事業、優良肉用雌牛導入事業、家畜人口授精業務、家畜共済加入奨励、間伐促進特別対策、林産物生産振興、削蹄事業、作業道開設事業、道路河川愛護、中学校教育振興、地域ぐるみの高齢者福祉のまちづくり事業、知的障害児育成支援事業 など

○組織団体助成金

農業協同組合補助金窓口、交通安全母の会、幼児交通安全クラブ、交通安全協会、消費問題協議会、たばこ小売組合、人権啓発推進団体、建設国保苫田西支部、老人クラブ、母親クラブ、苫田郡医師会、自立農家主婦の会、農業後継者クラブ、花卉生産組合、生活交流グループ協議会、椎茸生産組合、肉用牛生産組合、酪農組合、肉用牛育種組合、E T研究会、林業研究クラブ、緑の少年隊、森林組合補助金、商工会補助金、観光協会、足踏み洗濯保存会、消防団員互助会、苫田郡PTA連合会、新町地藏踊り保存会、文化協会、婦人協議会、青年団、和太鼓振興、子ども会、青少年健全育成協議会、体育協会、スポーツ少年団 など

②協働のまちづくりの取組み

- 防災・防犯・交通安全・地域の健康づくりの増進
- ゴミの分別収集・リサイクル活動
- 道路や水路の維持管理・修繕
- 一人暮らし高齢者・障害者等の安全確認
- 施設・公園等の管理と美化
- 地域文化活動の推進
- 青少年健全育成の推進

(3) 投資的経費・経常的経費の見直し

①投資的経費の見直し

事務事業評価システムにより、必要性・緊急性と費用対効果を検証。

- 道路整備、林道整備、文教施設整備、観光施設整備 など

②経常的経費の見直し

職員の意識改革なくして経費節減は成し得ない。

- 特別職を含め人件費総額の抑制、需用費の5～10%カット・総務課一括購入・委託業務の集中管理、公用車の適正配置・車両燃料費の節約 など

(4) 消防団組織と団員定数の見直し

①住民の生命財産を守ることを使命とする消防団の安易な人員削減は適当ではない。定数を削減しても欠員がでる現状にある。副団長については合併時の申し合わせで5年間のうちに見直すこととしている。

②昼間に稼働できる団員が少ない。住民参加の訓練の充実等で体制整備の必要がある。

③消防施設設備は、適正な配置と管理で経費を節約し、効率的な運用に努める。

④組織再編や団員定数は、町消防審議会の審議事項である。

(5) その他事務事業の見直し

- ①住民の視点に立った課の枠を越えた連絡調整機能を確立する。
- ②行政組織機構の改革、職員削減に対応し、振興センター業務のあり方を検討する。振興センターの宿直は廃止する。
- ③委員会・審議会等のあり方を検証し、統廃合や委員数の削減も検討する。
 - 固定資産評価審査委員会・農業委員会・教育委員会、選挙管理委員会・公民館運営審議会・文化財保護審議会・総合文化施設運営審議会・国保運営協議会・有線テレビ放送運営委員会・有線テレビ放送番組審議会・介護保険認定審査会・美観委員会・交通安全教育指導員・交通安全対策協議会・水道事業運営審議会 など
- ③許認可等の事務手続きについてもできる限り簡略化や処理日数の短縮化に努める。

諮問第7号：イベント・行事・交流事業の見直しについて

1. 現状と課題

合併前の旧町村において、それぞれ創意と工夫により「活力ある地域づくり」と「魅力ある、町づくり・村づくり」を目指して様々なイベント・行事・交流事業に取り組んできた。

このため、合併した新町において、イベント・行事の大半がそのまま引き継がれ、同規模、類似イベントなど数多く、それぞれの旧町村地域ごとに実施されている。

主なイベント等を上げてみると、全町的なものでは、新町の誕生と合併を記念して行われる、鏡野町大納涼祭、鏡野地域では、味覚祭、産業祭り、越畑ふるさと村秋の紅葉まつり、上齋原地域では、恩原高原氷紋まつり、富地域では、ひらめ祭りなど行政と地域が連携しながら実施している。

奥津地域は、旧三町村とは違った取り組みがなされており、温泉施設への入込み客の集客増加を目的として、きめ細かく数多くのイベントを奥津温泉観光協会、旅館組合などが主体となって積極的に取り組んでおり、それぞれ旧町村ごとに多種多様の催し物が地域活性化を目的に実施されている。

また、交流事業については、鏡野地域が海外友好都市交流事業としてスイス・イヴェルドン市との交流、中学校海外体験事業は、鏡野地域がスイス・イヴェルドン市、奥津地域がシンガポールとそれぞれ実施されている。

国内友好都市交流事業として、全国かがみサミット（こどもサミットを含む）が実施されている。

危機的財政状況の下、イベント・行事については、行政と地域の関わり方を明確にすることとし、交流事業については、今後の在り方と参加者の負担割合など総合的に検証し検討・見直しに取り組むこと。

2. 結論

(1) イベント・行事について

現在、数多くのイベント・行事について、町費を投入しながらそれぞれの地域で実施している。

これらについて、行政と地域の関わり方を明確にし、行政で実施するイベント・行事については、春・夏・秋・冬の四季にそれぞれ一つ程度に止めることとし、それぞれの地域で実施する。例えば、夏に奥津地域で「大納涼祭」、富地域で「ひらめ祭」、秋に鏡野地域で「産業祭」、冬に上齋原地域では「恩原高原氷紋まつり」とするなど、旧町村単位で実施するメインのイベントを行政主導とし、これら以外のものについては地域活性化のイベントとし、それぞれの地域の主導により実施する。

奥津地域においては、現在取り組んでいる観光協会と旅館組合などが連携しながら、温泉施設への入り込み客の集客を目的としたイベントを継続し、奥津温泉エリアを中心とした地域の活性化を図る。

また、秋の紅葉シーズンの同時期に開催している、鏡野地域の「越畑ふるさと村・秋の紅葉まつり」と、奥津地域の「奥津温泉もみじ祭り」については、町内を一体的に周遊観光できる手段として、同一日の開催とするなど創意工夫により効果的な取り組みが必要である。

主要なイベント以外は、自治会などの地域、各種団体などで関わることとし、地域おこし、地域活性化のため創意と工夫によりコミュニティ活動の意識啓発を図りながら積極的に取り組むこととする。

(2) 交流事業について

海外友好都市交流事業及び中学校海外体験事業は、国際的な感覚を養うとともに異文化の体験を通じて、国際社会に貢献できる人材育成を図る観点から事業の継続はやむを得ないと思われる。

実施にあたっては友好都市交流事業については、旧鏡野町が友好都市として締結している、スイス・イヴェルドン市との交流の継続が望まれる。

中学生海外体験事業については、旧奥津町がシンガポール、旧鏡野町がスイスと異なっており、今後においては、どちらか一本化に検討すべきである。

なお、参加者負担割合については、財政状況を考慮のうえ見直しするものとする。

(3) 附帯意見

早急に、新町を一本化した観光協会を設立すること。

平成18年度イベント・行事・交流事業実施予定一覧表

(イベント・行事・交流事業)

(単位:千円)

| 開催日 | イベント・行事名 | エリア | 開催場所 | 主催(関連団体) | 備考 |
|----------------|-------------------------------------|-----|--------------------|----------------------------------|----------------------|
| 18.4.1~4.16 | 第7回奥津温泉こぶし祭り | 奥津 | 奥津地域一帯 | 観光協会、鏡野町、奥津地域観光施設 | |
| 18.4.9 | かたくりの花まつり | 富 | 大地区 | 富地域団体 | |
| 18.5.1~5.7 | 第6回奥津早乙女まつり | 奥津 | 道の駅奥津温泉・みずの郷奥津湖 | 未来奥津 | |
| 18.5.4~5.5 | 味覚祭 | 鏡野 | 夢広場 | 鏡野町振興公社 | |
| 18.6.3~6.4 | 第6回奥津しるみまつり | 奥津 | 道の駅奥津温泉・みずの郷奥津湖 | 未来奥津 | |
| 18.6.10~6.18 | 奥津温泉かじか祭り | 奥津 | 奥津地域一帯 | 観光協会、鏡野町、奥津地域観光施設 | |
| 18.7.1~7.2 | 第6回奥津温泉縁日村 | 奥津 | 道の駅奥津温泉・花美人の里 | 未来奥津、花美人の里 | |
| 18.7.22~7.23 | 鏡野町大納涼祭 | 全町 | 奥津湖一帯 | 鏡野町 | |
| 18.8.8~8.10 | C&Cわんぱく探検隊 | 富 | 富全域 | 富振興センター | |
| 18.8.18~8.26 | 21世紀にはばたくピヤニストたちのサマーキャンプin:kamisaba | 上齋原 | ヴァルトホール | 鏡野町(教育委員会) | |
| 18.8.27 | 富ひらめ祭り | 富 | ふるさと公園・のどろ原キャンプ場 | 鏡野町、富地域団体 | |
| 18.8.27 | ヴァルトカップテニス大会 | 上齋原 | 上齋原スポーツ施設 | 上齋原振興公社 | |
| 18.9.3 | 産業祭 | 鏡野 | 鏡野ドーム・文化スポーツセンター | 鏡野町 | |
| 18.9.2~9.3 | 第6回奥津「秋だ！旬だ！果物まつり」 | 奥津 | 道の駅奥津温泉・みずの郷奥津湖 | 未来奥津 | |
| 18.10.1~10.15 | 第6回奥津かかし祭り | 奥津 | 道の駅奥津温泉・みずの郷奥津湖 | 未来奥津 | |
| 18.10.28~11.12 | 第7回奥津温泉もみじ祭り | 奥津 | 奥津溪・奥津地域一帯 | 観光協会、鏡野町、奥津地域観光施設 | |
| 18.11.3 | 越畑ふるさと村・秋の紅葉まつり | 鏡野 | 越畑ふるさと村・越畑ふるさとセンター | 越畑ふるさと村、鏡野町 | |
| 18.11.22 | 第19回かがみのハーブマラソン & 健康マラソン大会 | 鏡野 | 鏡野地域 | 鏡野町・鏡野町体育協会 | |
| 18.11.25~26 | 秋の味覚祭 | 鏡野 | 夢広場 | 鏡野町振興公社 | |
| 18.12.2~12.3 | 第6回奥津年の瀬感謝祭 | 奥津 | 道の駅奥津温泉・みずの郷奥津湖 | 未来奥津 | |
| 19.1.14 | 奥津とんどまつり | 奥津 | 奥津地域一帯 | 未来奥津(道の駅奥津温泉・みずの郷奥津湖)、大釣温泉、花美人の里 | |
| 19.1.20 | 第15回恩原高原氷紋まつり | 上齋原 | 恩原高原スキ一帯 | 上齋原振興センター、上齋原振興公社 | |
| 19.2.3~2.12 | 第6回奥津温泉湯気(ゆき)まつり | 奥津 | 奥津地域一帯 | 観光協会、鏡野町、奥津地域観光施設 | |
| 19.3上旬 | 奥津の雛まつり | 奥津 | 道の駅奥津温泉・みずの郷奥津湖 | 未来奥津 | |
| 19.1.20 | 第15回SENGEN純雪祭 | 奥津 | 泉源高原、奥津温泉 | SENGEN純雪祭実行委員会 | |
| 19.3上旬 | 奥津の雛まつり | 奥津 | 道の駅奥津温泉・みずの郷奥津湖 | 未来奥津 | |
| 19.3.17~3.19 | みずの郷奥津湖フェスタ | 奥津 | 奥津湖総合案内所「みずの郷奥津湖」 | みずの郷奥津湖(未来奥津) | |
| (交流事業) | 中学生海外体験学習事業 | | 行先:シンガポール(4泊5日) | 鏡野町 | 参加者20名(中学生15名:随行者5名) |
| 18.8.22~26 | 海外友好都市交流事業 | | 鏡野地域 | 鏡野町 | スイスイヴェルドン市民来町22名 |
| 18.4.13~15 | 国内友好都市交流事業 | | 福島県鏡石町 | 鏡野町 | 全国かがみサット事業 |
| 18.10月~11月予定 | | | | | |

諮問第8号：公共下水道事業処理区域の見直しについて

1. 現況と課題

鏡野地域においては、平成7年度に樹立した公共下水道整備計画に基づいて、平成9年度に事業着手し、区域の変更をかさねながら平成27年度の事業完了を目指し実施しているところである。しかしながら下水道事業は、多額の事業費と完了まで長い期間を要するものであり、現段階での国の予算措置・町の財政状況等を勘案すると、完成は平成35年度頃と想定される。

このことにより、既に供用開始している地区及び合併浄化槽設置加算補助の対象地区住民との公平性確保に問題が生じてきている。こうしたなか、早急に衛生的で快適な生活環境を求める住民や、新築を考えている住民の一部には、公共下水道の供用開始まで待てず、計画区域からの除外により、合併浄化槽設置加算補助金の支給対象となることを望んでいることも現実である。

また、事業完了後においても、将来にわたり借入金の元利償還と維持管理費に多額の経費を要することになる。

2. 審議の経過

上下水道課より説明のあった「下水道全体計画見直し業務の報告」を参考とし審議を重ねたなかで、町が主体性をもった将来構想の確立、供用開始時期の遅延による不安など様々な意見がだされた。また、見直し地区の特定も検討したが、経済性だけでなく将来の町づくりなど見直し要件が複雑多岐にわたることから、事業計画の全体像を把握し、今後の方向性について、次のとおり審議会の意見として提言する。

3. 結論

危機的財政状況の本町においては投資的経費の節減はもちろん、地区住民の期待に応え一日も早く衛生的で快適な生活環境の実現を図るためには、公正・公平の観点からも抜本的な見直しが必要である。このためには、公共下水道計画区域を縮小し、合併浄化槽として整備することが必要と判断される。

計画区域の縮小は、経済性はもとより、道路・河川など地域性、大字・集落ぐるみという地縁性、管渠接続工事という特殊性、都市計画による町づくりプランとの整合性など諸要件を考慮したうえで区域を決定し、全体事業費の軽減と早期の快適生活実現の双方を目指すものでなければならない。

なお、見直しにあたっては、地区住民と協議し理解が得られるように努力する必要がある。

【参考事項】

鏡野地域における下水道は、公共下水道、農業集落排水事業、小型合併浄化槽の3本立ての手法で整備を進めているところである。公共下水道については、平成7年度に宗枝、古川、寺元、布原、吉原、円宗寺、竹田、瀬戸、沖の280haを区域とする町単独終末処理場による公共下水道整備計画を樹立、その後平成9年度に終末処理場の広域化とともに郷地区及び真加部を編入し計画区域を384haに、平成13年度には香々美、公保田、市場、沢田及び和田・土居の一部を編入し443haに変更、平成16年度には農業集落排水事業で整備した大野・小座地区について公共下水道区域に編入し478haを計画区域として、事業実施がなされている。

しかしながら、平成17年度決算で経常収支比率が96.8%と危機的財政状況にある本町においては、多額の事業費を要する公共下水道事業について、現計画に基づいた事業実施は非常に困難と判断されることから、去る、5月30日付け第一次答申「農業集落排水事業区域の変更について」のなかで既に提言しているところである。

(第一次答申抜粋)

今回は農業集落排水事業を対象に審議してきたが、現在、鏡野地域で事業実施している公共下水道整備事業について、今後の整備計画期間及び事業費を見据えて処理区域の検討・見直しが必要であると思われる。

この答申を受け、町では鏡野地域の下水道事業の見直しについてコンサルタントに業務委託し、特に経済性について検討がされている。当審議会ではこの検討結果の説明を受けて、審議を重ねたところである。

なお、審議の段階において次のような意見もだされた。

- (1) 当初計画からたびたび変更していて、将来ビジョンに欠けている。
- (2) 供用開始が平成35年度頃というのはあまりにも長い、住民への周知等を十分に行うこと。
- (3) 供用開始時期について、いつまで待てるかなどアンケートしたらどうか。
- (4) 地区指定の論議も必要だが、経費とか供用開始年度など全体像をつかみ、方向性を示したら良いのではないか。
- (5) 町が主体性をもって計画を立て、住民に早く知らせること。
- (6) 財政の立場から考えるべきである。
- (7) 合併浄化槽は、放流同意が得られにくいことがある。

諮問第9号：中学校統合について

1. 現況と課題

本町においては若者の都会志向と少子高齢化社会の進展により、園児及び児童生徒は減少傾向にある。こうしたなか、特に奥津、上齋原、富の中学校は、今後も生徒数の増加はあまり期待できず、ますます小規模化が進行していくものと予想される。

上齋原及び富中学校は、生徒数が20人前後の小規模校であり、学校行事、クラブ活動などの学校運営に関してすでに影響がでている。また、奥津中学校は、昭和42年に建設された校舎で39年余り経過し、老朽化と併せて耐震診断を余儀なくされており、今後においては多額の財政負担が見込まれる。

小規模校では、目のゆきとどいた教育を進め個性の伸長が図られる側面もあるが、人間的成長発達を図るためには集団としてのある程度の規模が必要である。

本町の将来を担う子どもたちは、地域の宝であり、恵まれた自然の中で夢と希望を持ち、健やかにのびのびと成長することができるよう、教育内容の充実、指導体制の強化など、より質の高い教育環境が必要と思われる。

2. 審議の経過

地域から中学校がなくなることについては、郷土愛着心の希薄化、地域の衰退などの意見とともに、通学の長時間化、生徒や保護者負担の増加など諸問題を論議した。

また、地域住民の理解を得るため、段階的な統合も提起されたが、学校本来の目的である人格の完成を目指し、より良い教育環境を実現するため、次のとおり審議会の意見として提言する。

3. 結 論

現在ある4中学校のうち、奥津中学校、上齋原中学校、富中学校それぞれ鏡野中学校に統合することが望ましい。

統合にあたっては当然のこととはいえ、地域住民をはじめ保護者及び学校関係者とも協議し理解が得られるよう努力する必要がある。

【参考事項】

学校教育は、教科を中心として知識を習得させ思考力を育成していく側面と、子どもたちの社会資質の基礎を培う側面をもっている。学校の小規模化はこれらの側面に様々な影響を及ぼすことが考えられる。従来、子どもたちは学校、家庭、地域社会というそれぞれの場における他の人との交流を通じて、多様な経験や体験を積み重ねてきたものである。

小規模校では、きめ細かい教育は期待できるものの、中学校の場で求められる多様な経験や体験はある程度の集団としての規模の中で、学校行事やクラブ活動において育てられたものであり、生徒たちにその機会を均等に与えるのも行政の大きな役割である。

このことから、厳しさを増す財政状況の中、義務教育といえども聖域なく改革することで、より良い教育環境の整備につながると思われる。

なお、審議の段階において次のような意見がだされた。

- (1) 町内4中学校の生徒数の格差があまりにも大きく(285人～18人)小規模校ではクラブ活動もままならない現状を見過ごすことはできず適正規模が求められる。
- (2) 学校管理費は年間7,100万円程度を要しており、学校間では生徒一人当たりに係る経費は、11万円から最大60万円となっている。今後においては、施設の老朽化や生徒数の減少で、さらに財政負担の上昇が避けられない状況である。
- (3) 現状から統合は、やむを得ないが、住み慣れた地域から学校がなくなることへの不安感や就業の機会の減少、地域の活力維持に行政の配慮と支援が必要となる。このことは勿論、統合の推進にあたっては、地域住民への入念な説明と納得のもとに実施しなければならない。
- (4) 第1段階では2校とする案(鏡野中・奥津中)は考えられないか。奥津中学校は老朽化が進んでおり耐震診断も未実施であり、かえって財政負担がかさむ。
- (5) 統合による交通手段の確保はバスと寄宿舎で考える。
- (6) 小学校においても、人間形成を図る上で集団としてのある程度の規模が必要であり、ごく少人数校については、近隣小学校との統合も検討すべきである。

諮問第10号：交通網の再編整備について

1. 現況と課題

地域住民の交通手段として利用されてきた路線バスも、現在では不採算路線からの撤退が相次ぎ、行政による運行事業者への財政支援と、自治体による代替運行によって維持されている。

鏡野町では、一般住民を対象とした定期バス等の15路線と、児童生徒等を対象としたスクールバスの10路線があり、主な目的は通学、通院、買い物及び公的機関などの利用に伴うものであり、利用者は高齢者と児童生徒が大多数である。

なお、今後においても地域住民の生活路線確保のため、自治体の支援を含めた多様な運営手段が考えられるが、地理的条件と利用対象者の動向等の諸条件を踏まえ、的確な対応が必要と思われる。

2. 審議の経過

現在鏡野町では、町営バスをはじめ、一部スクールバスの住民利用、周辺自治体との共同運行バス、福祉有償運送など、旧町村の区域により異なった運行形態がとられており、一部に地域間格差が存在する。これらは代替手段の有無、目的地までの距離、気象条件などの要因を踏まえたうえで、その調整と一体性確保に向けて論議した。

また、今後予想される社会的変化や公共施設等のあり方と連動した運行形態となるよう、適宜見直すことが必要であり、慎重に審議した結果、次のとおり審議の意見として提言する。

3. 結論

- ①地域の实情にあった効率的な運行とすること。
 - ・地域バスとスクールバスの統合による有効利用
 - ・利用目的に応じた路線と適正な運行回数の設定
 - ・デマンド（予約）運行方式の導入
- ②将来に備えた運行形態の再編とすること。
 - ・将来の児童生徒数の推移と学校再編を視野に入れた運行形態
 - ・診療所及び福祉施設等公共施設のあり方と連動した運行形態
 - ・福祉有償運送、乗合タクシー、地区組織等多様な運行手段の導入
- ③適正な受益負担を導入すること。
 - ・利用料金の見直し

【参考事項】

これまでの公共交通は、民間交通事業者が中心となり、画一的な制度のもとで運行がなされてきたが、現在では道路交通法の改正により、運行主体及び運営主体ともに大きく規制緩和がなされ、地域の実情に合ったサービス提供と利便性の向上を目指したものとなっています。

今後は、自治体と共に地域が責任をもち、利用者の目的に応じたサービスを自らの工夫と選択により自主的に確保していくことが求められています。

これらは、わが町の特性を充分考慮したうえで、生活水準の向上、運行事業の効率性、行政の関与と町民負担のあり方など総合的な観点から改善されるべきものである。

審議会では、町長のからの諮問に対し、再編整備方針の前提となる基本的事項について答申いたします。

○運行状況

| | |
|--|-------------------|
| ・中鉄路線バス（石越～津山） | 1日5便（毎日） |
| ・中鉄路線バス（奥津温泉～津山） | 1日9便（毎日） |
| ・中鉄路線バス（富～勝山） | 1日1便（平日） |
| ・中鉄路線バス（富～大倉） | 1日1便（平日） |
| ・津山・富線共同バス（富～津山） | 1日1便（平日） |
| ・かがみの町営バス（鏡野地域） 越畑線・公保田線・中谷線・郷線 | 1日1便～4便（路線により週3日） |
| ・奥津福祉バス（奥津地域） 久泉奥津線・羽出線 | 1日2便（平日：週2～3日） |
| ・上齋原循環トロリンバス（上齋原地域） 恩原遠藤線・赤和瀬中津河線・学園線 | 1日5便（平日） |
| ・富福祉バス（富地域） 長原出合線・兼秀線・楠大山屋敷線 | 1日1便（平日：週1～2日） |
| ・スクールバス 10校（幼・保・小・中）10線 | 1日3便（平日） |

○運行経費

年間総運行経費は、1億7,500万円、この内利用料金から得られる収入は、3,800万円であり、その差額、1億3,700万円は関係自治体の負担金と、国県補助金とにより補填がなされている。

○運行車輛（町有）

総車輛数16台（地域バス6台・スクールバス10台）

諮問第11号：財政の適正かつ健全な運営について

1. 現況と課題

鏡野町においては極めて厳しい財政状況のもと、その健全性の確保に留意しつつ、町民の福祉向上に向けて諸施策が推進されているところである。

しかしながら、財政面での強化等を目指して行った合併についても、多数の職員と膨大な施設や借金をかかえることになり、その効果が現れるには時間を要すると思われる。さらに継続実施が予定されている大型事業とこれらに追い打ちかける三位一体の改革により、今後ますます厳しい財政運営を強いられることが予想される。

平成17年度決算による財政状況を見ると、経常収支比率96.8%、起債制限比率15.9%、公債費比率22.2%とこれらの財政指標は県下町村ワースト1であり、他の各種指標等を含めた県下類似町村と比較してもその劣悪性は顕著である。

また、平成18年度当初予算編成においても歳入不足を7億5千万円の財政調整基金の取り崩しで賄っており、公債費をはじめ人件費と物件費などの経常的経費の比率は極めて高く、財政の硬直が進んでいると言わざるを得ない。

その背景には、広大な面積と厳しい自然条件のもとでの行政運営と過疎高齢化の進展による負担の増大という要因もあるが、これらについては、豪雪、過疎、山村等の有利な地域指定を受けており、これらの制度を有効に利用したまちづくりと財政運営が必要である。

今後は、地方分権の時代に対応できる体力を蓄え、簡素で効率的な行財政システムを確立するため、歳入の確保と歳出の徹底した見直しにより、効率的で持続可能な財政への転換を図るため早急に改革に取り組む必要がある。

また、これらを進めるうえで、職員の危機意識の希薄やコスト感覚のなさ、業務対応の遅延が見られることから併せて資質の向上対策も必要である。

2. 審議の経過

現在の危機的財政状況の構造とその改善手法について、各種財政指標等をもとに審議した。その中で自治体の経営感覚の向上や自立意識の養成、職員と住民の危機意識の持ち方、これらに伴う行政と住民の協働の推進などその具現化に向けて論議した。

今後の財政運営については、自主財源の確保と歳出構造の改革が必要であり、早急に健全な財政確立に向けた取り組みが必要であり、次のとおり審議会の意見として提言する。

3. 結論

改革にあたっては、町の現状を的確に分析・把握をしたうえで、財政構造の改善とともに中長期的な財政健全化計画を策定し、計画的な運営が必要である。基本的には、歳入の完全な確保と徹底した歳出の削減であるが、「予算総額」「事務事業量」「経常

経費」「起債額」「職員の削減数」「出資法人の経営」等について、具体的数値目標を定めて取り組む必要がある。また、景気や国の方針、地方財政制度等の不確定要素もあり随時見直しを行うとともに、公営企業や関係法人の財政状況を含めて住民に対する情報の提供も必要である。

(1) 歳入の確保について

- ① 町税、保険料、使用料、貸付金等については、徴収専門部門を設け徴収率を向上させる。悪質な滞納者に対しては法的措置を講じるとともに使用停止措置についてもその適用を行う。
- ② 使用料・手数料については、受益者負担の原則により見直しを行うとともに、町営バスや上下水道料金等についても適正な料金とする。
- ③ 公有財産については、未利用地の有効利用を図るとともに不要備品等の売却を行う。
- ④ 交付金など期限があるものについてはその延長に向けて努力する。
- ⑤ 企業誘致等を積極的に行い町税等の増収を目指す。
- ⑥ 観光施設や法人等の収益部門については経営努力を行い増収に努める。

(2) 歳出の削減について

- ① 予算編成は基準財政規模を目標とし、年次計画により達成を図る。
- ② 経常収支比率を85%と設定し、年次計画をもって人件費と公債費の縮減に努め、需用費は全域一律5~10%カットを継続して実施する。
- ③ 補助金については、過去の慣例にとらわれることなく、必要性を十分検討したうえで期限を明確にし自主運営を促すこと。また、補助金的性格をもつ委託料についても同様とする。
- ④ 第三セクターの一部には、財政支援として補助金の支出がなされており早急に改善し自主的運営を促すこと。また目的を達成した施設や多大な維持経費を要する施設については廃止や民間譲渡を検討する。
- ⑤ 行政と住民との協働による歳出の削減を図る。

以上のことを中心に、改革専属部門を設け、年限を設定して計画的に取り組む必要がある。

【参考事項】

《数値の単位は千円》

○ 町の予算（平成18年度当初）

| | |
|------|------------|
| 一般会計 | 11,390,000 |
| 特別会計 | 7,034,711 |
| 病院事業 | 1,231,830 |
| 水道事業 | 281,085 |
| 合計 | 19,937,626 |

○ 財源内訳（18年度一般会計）

| | | |
|---------|------------|---------|
| 町税 | 1,874,608 | (16.5%) |
| 交付税・交付金 | 4,344,913 | (38.1%) |
| 国、県支出金 | 1,998,605 | (17.5%) |
| 繰入金 | 1,102,682 | (9.7%) |
| 町債 | 1,151,500 | (10.1%) |
| 諸収入 | 323,230 | (2.8%) |
| その他 | 594,462 | (5.3%) |
| 合計 | 11,390,000 | |

○ 基金の状況（17年度末）

| | |
|-----------|-----------|
| 全基金（28会計） | 4,637,909 |
| 内財政調整基金 | 1,785,133 |

財政調整基金の残高

| | |
|-------|------------------------|
| 16年度末 | 1,784,122 |
| 17年度末 | 1,785,133 |
| 18年度末 | 1,035,133（7.5億円取り崩し予定） |

○ 地方債現在高（17年度末）

| | |
|-------|------------|
| 普通会計債 | 17,604,366 |
| 農集排 | 3,680,058 |
| 公共下水道 | 3,322,867 |
| 簡易水道 | 1,688,679 |
| 上水道 | 766,463 |
| 病院 | 358,999 |
| 林集排 | 100,580 |
| 合計 | 27,522,012 |

○ 起債の年度別償還計画

| | |
|------|-----------|
| 17年度 | 2,764,297 |
| 18年度 | 2,819,392 |
| 19年度 | 2,814,298 |
| 20年度 | 2,802,747 |
| 21年度 | 2,615,028 |
| 22年度 | 2,247,004 |
| 23年度 | 1,980,642 |

【審議会附帯提言】

1. 行財政改革の推進にあたっては、職員による新たなプロジェクトを立ち上げ計画的に取り組むことが必要である。
2. 改革の主役は住民であるところから、その出発点として、本町の危機的財政の現状と今後の方針について十分な理解を得たうえで実施されなければならない。そのためには、行政と住民の窓口である区長を中心とする自治会組織との連携強化が今まで以上に重要である。
3. 改革にあたっては、合併協定並びに新町建設計画についても検証を行い、事務事業評価のうえ見直しも必要である。
4. 町議会におかれても、定数削減など議会改革の方策について検討されますことを切に期待するものです。

上記の案件については、審議過程のなかで出された諮問事項以外について、附帯意見として提言いたします。

なお、審議にあたっては、本町の財政事情を十分に認識したうえで「あらゆる聖域」にとらわれることなく、行財政改革推進への方向性を示すべく課題に的確に取り組み、本答申については審議会委員の総意として結論づけた。

鏡野町行財政改革審議会

| | | |
|-----|-----|-----|
| 会 長 | 坂 田 | 充 教 |
| 副会長 | 森 江 | 勇 夫 |
| 委 員 | 野 井 | 新 造 |
| 〃 | 新 免 | 義 人 |
| 〃 | 井 上 | 龍 一 |
| 〃 | 福 田 | 照 子 |
| 〃 | 水 島 | 葉 子 |
| 〃 | 美 若 | 忠 生 |
| 〃 | 小 林 | 聖 治 |
| 〃 | 松 本 | 倫 |
| 〃 | 渡 辺 | 順 予 |
| 〃 | 山 崎 | 克 己 |

行財政改革審議会審議経過

| 回数 | 開催年月日 | 審議事項等 | 備考 |
|-------|-------------|---|-----------------|
| 第1回 | 平成17年11月9日 | 行財政改革審議会委員の委嘱書伝達について 審議会会長及び副会長の選任について 財政状況について | |
| 第2回 | 平成17年12月17日 | 給食センターの統合について 農業集落排水事業区域の変更について その他 | |
| 第3回 | 平成18年1月11日 | 町内の学校給食施設及び主要施設の視察 | |
| 第4回 | 平成18年1月27日 | 給食センターの統合について 農業集落排水事業区域の変更について その他 | |
| 第5回 | 平成18年2月21日 | 給食センターの統合について 農業集落排水事業区域の変更について 行政組織機構の見直しについて その他 | |
| 第6回 | 平成18年3月22日 | 給食センターの統合について 農業集落排水事業区域の変更について 行政組織機構について 集中改革プランについて その他 | |
| 第7回 | 平成18年4月28日 | 給食センターの統合について(答申案検討) 農業集落排水事業区域の変更について(答申案検討) その他 | |
| 第8回 | 平成18年5月29日 | 給食センターの統合について(答申案確認) 農業集落排水事業区域の変更について(答申案確認) 町長から、第3号から第11号の項目について諮問を受ける。 行財政改革推進プロジェクトチーム具申事項について | 諮問第1号・第2号について答申 |
| 第9回 | 平成18年6月14日 | 公共施設の管理運営の見直しについて その他 | |
| 第10回 | 平成18年7月6日 | 公共施設の管理運営の見直しについて(まとめ) イベント・行事・交流事業の見直しについて その他 | |
| 第11回 | 平成18年7月27日 | 公共施設の管理運営の見直しについて(答申案検討) イベント・行事・交流事業の見直しについて(まとめ) その他 | |
| 第12回 | 平成18年8月18日 | イベント・行事・交流事業の見直しについて(答申案検討) 公共交通の再編整備について その他 | |
| 第13回 | 平成18年9月6日 | 第三セクター法人等の統廃合・整理見直しについて(まとめ) 公共交通の再編整備について その他 | |
| 第14回 | 平成18年9月26日 | 第三セクター法人等の統廃合・整理見直しについて(答申案検討) 中学校の統合について その他:下水道整備の見直しについて(資料説明) | |
| 第15回 | 平成18年10月12日 | 中学校の統合について、公共交通の再編整備について(まとめ) 下水道整備の見直しについて 財政の適正かつ健全な運営について(資料説明) | |
| 第16回 | 平成18年10月23日 | 下水道整備の見直しについて(まとめ) 中学校の統合について、公共交通の再編整備について(答申案検討) 財政の適正かつ健全な運営について | |
| 第17回 | 平成18年11月1日 | 下水道整備の見直しについて(答申案検討) 行政組織機構と給与・定員管理の適正化について 事務事業の再編・整理合理化について 財政の適正かつ健全な運営について | |
| 第18回 | 平成18年11月9日 | 行政組織機構と給与・定員管理の適正化について(まとめ) 事務事業の再編・整理合理化について(まとめ) 財政の適正かつ健全な運営について(まとめ) | |
| 第19回 | 平成18年11月24日 | 行政組織機構と給与・定員管理の適正化について(答申案検討) 事務事業の再編・整理合理化について(答申案検討) 財政の適正かつ健全な運営について(答申案検討) 諮問第3号から第11号全般について(答申案再検討) | |
| 第二次答申 | 平成18年11月27日 | 諮問第3号:公共施設の管理運営についてから、諮問第11号:財政の適正かつ健全な運営についての項目について答申する。 | |